

豊中市放課後等の児童の居場所づくり事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、放課後等の子どもたちの安全・安心な活動拠点として小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の校庭等を活用し、子どもたちの居場所となる活動場所を提供することで、子どもたちの健やかな育ちを支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、豊中市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）とする。

2 事業の実施については、教育委員会は地域人材を活用することを基本とする。ただし、地域の実情に応じて事業者等に委託して行うことができるものとする。

(対象児童等)

第3条 この事業の主な対象は、この事業を実施する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）（以下、「実施校」という。）に通学し、または当該小学校区に在住する、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学齢児童とする。

(事業内容)

第4条 この事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 実施校において、放課後等における児童の安全・安心な活動拠点を確保すること
- (2) その他第1条の目的を達成するために必要な活動

(実施校の指定)

第5条 実施校は、地域の実情及び学校の施設の状況等を考慮して教育長が指定する。

(実施場所の指定)

第6条 実施校における事業の実施場所は、当該小学校の校長と協議したうえで、教育長が指定する。

(実施期間及び実施時間)

第7条 この事業の実施期間及び実施時間は、教育長が別に定める。

(見守り監視員)

第8条 事業の実施にあたって、教育長は見守り監視員を実施校に配置するものとする。

2 第2条第2項において教育委員会が事業の実施を事業者等に委託をした場合においては、委託を受けた事業者等は、見守り監視員を実施校に配置するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年（2023年）4月1日から実施する。